

条 例

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例

埼玉県虐待禁止条例（平成二十九年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「並びに児童虐待防止法第六条第一項」を「、児童虐待防止法第六条第一項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の四第一項（学校教育法第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。第十号において同じ。）において準用する場合を含む。）」に改め、同条第九号中「並びに障害者虐待防止法第七条第一項」を「、障害者虐待防止法第七条第一項」に改め、「第二十二条第一項」の下に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十条の三第一項」を加え、同条第十号中「第三十三条の十二第三項」を「第三十三条の十二第四項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の四第三項（学校教育法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）」に、「並びに障害者虐待防止法第九条第一項」を「、障害者虐待防止法第九条第一項」に改め、「第二十二条第二項」の下に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の三第二項」を加える。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。